

議会基本条例を制定

※議会基本条例はホームページに掲載しています。

<http://www.city.minamikyushu.lg.jp> ⇒ 市民便利帳 ⇒ 市議会 ⇒ 議会基本条例

議会基本条例が必要な？

現在、日本では地方公共団体の組織は二元代表制が採用され、自治体行政のさまざまな決定がなされています。

この仕組みのなか、平成12年から進められてきた地方分権改革や地域主権改革により、地方公共団体の自己決定、自己責任が拡大され、議会の役割は従来以上に重要となっていることから、議会改革を求める声が高まっています。

改革にむけての課題

- 住民に開かれた議会、議員の活動が住民に認知されているか。
- 監視機能が十分発揮されているか。
- 議会での議論が形骸化、形式化していないか。積極的議論がなされているか。

議会基本条例制定までの経緯

- 平成24年7月 議会運営委員会による視察研修
「議会基本条例について」
視察先：富山県高山市議会、愛知県新城市議会
- 8月 全議員による研修会
講師：鹿児島県町村議会議長会 徳留幸治氏
- 12月 第1回議会活性化調査特別委員会を設置
第2回において6人による小委員会を設置
- 平成25年6月 第5回議会活性化特別委員会
小委員会からの報告を受け、重要項目の方針を決定
- 9月 第6回議会活性化特別委員会 条例案決定
- 12月 委員長報告、条例案提出、議決
- 【小委員会】
平成24年12月 7回による小委員会において議会基本条例制定へ向けての方針を確認。特別委員会へ報告。
平成25年9月 重要項目である議員間討議・反問権・議会報告会や条例概要を協議。条文案を作成



議会運営委員会による研修（高山市）



特別委員会による調査（霧島市）

南九州市議会基本条例の概要

平成19年12月1日、旧穎娃町、旧知覧町及び旧川辺町が合併し、「自然豊かで創造と活力に満ちくらしといのちが輝く（こころ）やすらぐまち」を基本理念とする南九州市が誕生した。

- 南九州市議会は、市民の代表機関として、その責務を常に自覚し、市民福祉の向上と、住みよいまちづくりを目指すとともに、市民の意思を最大限に市政に反映できる開かれた議会を実現するため、本条例を制定し、これを議会の行動原則として実践することをここに決意する。
- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の責務、活動原則及び役割（第3条）
- 第3章 議員の責務、活動原則及び役割並びに議長の責務（第4条・第5条）
- 第4章 議員の政治倫理

- （第6条） 第5章 市民と議会の関係（第7条・第8条）
- 第6章 議会と市長等の関係（第9条～第11条）
- 第7章 議員間の討議（第12条）
- 第8章 委員会の活動（第13条）
- 第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条～第16条）
- 第10章 議員の身分及び待遇（第17条・第18条）
- 第11章 最高規範性（第19条）
- 第12章 見直し手続（第20条）

南九州市議会では、条例において市民との対話を深めるため、「議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けることができる。」と掲げています。

今後、市民の皆さまのご要望やご意見を議会として直接情報交換できるように努めます。市民の皆さまのご参加とご協力をぜひお願い申し上げます。